野洲市資料提供

提供年月日	平成 31 年 4 月 25 日
担当部課	健康福祉部高齢福祉課
担当者	駒井、今在家
連絡先電話番号	077-587-6074（内線 2291）

野洲市老人憩の家の無償譲渡に係る自治会との合意書締結と今後のスケジュールについて

１．合意書の締結について

各地域の高齢者の活動拠点として、旧中主町が地元負担と県補助を受けて11自治会に設置した野洲市老人憩の家については、平成32年３月31日の指定管理者の指定期間満了を見据え、平成31年３月下旬の日付で、指定管理者となっている各11自治会と無償譲渡に関する合意書を締結しました。

（合意書の内容）

・市議会の議決を前提として平成 32 年３月 31 日の指定管理者の指定期間満了を以って、野洲市から地元自治会へ老人憩の家を無償で譲渡すること。

・当該物件の引渡しについては、当該自治会の代表者であるその時の自治会長と譲渡契約書を交わすことにより、所有権を移転させること。

・野洲市から地元自治会へ現状有姿による引渡しとすること。

２．譲渡予定施設の概要

№.	公共施設の名称	主構造	延床面積（㎡）	建築年
1	安治老人憩の家	鉄骨	61.6	1994（H6）
2	吉川老人憩の家	木造	63.1	1984（S59）
3	北比江老人憩の家	木造	65.0	2000（H12）
4	比江老人憩の家	木造	93.1	1972（S47）
5	木部老人憩の家	木造	67.9	1983（S58）
6	井口老人憩の家	木造	75.3	1984（S59）
7	西河原老人憩の家	木造	110.1	1990（H2）
8	野田老人憩の家	木造	75.9	1994（H6）
9	比留田老人憩の家	鉄骨	66.0	1997（H9）
10	六条老人憩の家	木造	65.0	1998（H10）
11	八夫老人憩の家	木造	163.9	1999（H11）

３．今後の予定について

平成 31 年 12 月…公の施設としての設置条例廃止の提案。市有財産の無償譲渡について提案。

平成 32 年３月…指定管理者の指定期間満了。上記廃止条例の施行。譲渡契約書締結。